

和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針 補足

○第6章 規模及び構造設備 9(1) ア、イ 一般個室について

- ・夫婦部屋は個室扱いとする。
- ・入居者1人当たりの床面積は13平方メートル以上。
 - 洗面・収納・台所を含む。PS(パイプスペース)・トイレ・浴室は含まない。
 - 壁心での測定でよい。夫婦部屋の場合はトイレを含み、26平方メートル以上

○第6章 規模及び構造設備 9(5) 廊下について

- ・基本的には、片廊下は1.8メートル以上、中廊下は2.7メートル以上とする。
 - 中廊下とは、入居者が日常的に利用する居室やトイレなどが廊下の両側にあるもの。
- ・すべての個室が、18平方メートル以上の場合は、片廊下は1.4メートル以上、中廊下は1.8メートル以上とする。
 - この場合の個室は、PS(パイプスペース)・トイレ・浴室も含めて18平方メートル以上とする。